（是正命令）

**第百十八条の九**　厚生労働大臣は、匿名介護保険等関連情報利用者が第百十八条の四から第百十八条の七までの規定に違反していると認めるときは、その者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（支払基金等への委託）

**第百十八条の十**　厚生労働大臣は、第百十八条の二第一項に規定する調査及び分析並びに第百十八条の三第一項の規定による利用又は提供に係る事務の全部又は一部を社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）又は連合会その他厚生労働省令で定める者（次条において「支払基金等」という。）に委託することができる。

（手数料）

**第百十八条の十一**　匿名介護保険等関連情報利用者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（前条の規定により厚生労働大臣からの委託を受けて、支払基金等が第百十八条の三第一項の規定による匿名介護保険等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあっては、支払基金等）に納めなければならない。

2　厚生労働大臣は、前項の手数料を納めようとする者が都道府県その他の国民の保健医療の向上及び福祉の増進のために特に重要な役割を果たす者として政令で定める者であるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる。

3　第一項の規定により支払基金等に納められた手数料は、支払基金等の収入とする。

第百二十五条第一項中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）」を「支払基金」に改める。

第百六十六条第三項中「各事務所」を「主たる事務所」に改める。

第二百五条の二の次に次の一条を加える。

**第二百五条の三**　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第百十八条の七の規定に違反して、匿名介護保険等関連情報の利用に関して知り得た匿名介護保険等関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した者

二　第百十八条の九の規定による命令に違反した者

第二百六条の二に次の一号を加える。

四　第百十八条の八第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第二百十条の次に次の一条を加える。

**第二百十条の二**　第二百五条の三の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

**第十三条**　介護保険法の一部を次のように改正する。

第百十八条の三第二項中「匿名介護保険等関連情報を」の下に「健康保険法第百五十条の二第一項に規定する匿名診療等関連情報及び」を加える。

（船員保険法の一部改正）

**第十四条**　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百五十六条」を「第百五十五条の二」に改める。

第二条第二項中「全国健康保険協会」の下に「（以下「協会」という。）」を加え、同条第九項中「次に掲げる者」の下に「で、日本国内に住所を有するもの又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものとして厚生労働省令で定めるもの」を加え、同項ただし書中「ある者」の下に「その他この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者」を加え、同条に次の三項を加える。

10　この法律において「保険者番号」とは、厚生労働大臣が船員保険事業において保険者を識別するための番号として定めるものをいう。

11　この法律において「被保険者等記号・番号」とは、協会が被保険者又は被扶養者の資格を管理するための記号、番号その他の符号として、被保険者又は被扶養者ごとに定めるものをいう。

12　この法律において「電子資格確認」とは、保険医療機関（健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関をいう。以下同じ。）若しくは保険薬局（同号に規定する保険薬局をいう。以下同じ。）から療養を受けようとする者又は指定訪問看護事業者（同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）から指定訪問看護（同項に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）を受けようとする者が、協会に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法により、被保険者又は被扶養者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、協会から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関若しくは保険薬局又は指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関若しくは保険薬局又は指定訪問看護事業者から被保険者又は被扶養者であることの確認を受けることをいう。

第四条第一項中「健康保険法による全国健康保険協会（以下「」及び「」という。）」を削る。

第四十七条第二項中「（健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関をいう。以下同じ。）」を削り、「同法第六十四条」を「健康保険法第六十四条」に改め、同条第三項中「（健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険薬局をいう。以下同じ。）」及び「（同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）」を削る。

第四十九条第二項中「（健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）」を削る。

第五十三条第六項中「ものから」の下に「、電子資格確認その他厚生労働省令で定める方法（以下「電子資格確認等」という。）により、被保険者又は被保険者であった者であることの確認を受け、同項第一号から第五号までに掲げる給付を」を加える。

第六十一条第一項中「。以下この条において同じ」を削り、「から」の下に「、電子資格確認等により、被保険者又は被保険者であった者であることの確認を受け、」を加え、同条第四項中「被保険者又は被保険者であった者に対し」を「被保険者又は被保険者であった者（特定長期入院被保険者等を除く。以下この条において同じ。）に対し」に改める。

第六十二条第一項中「から」の下に「、電子資格確認等により、被保険者又は被保険者であったことの確認を受け、」を加える。

第六十三条第一項中「から」の下に「、電子資格確認等により、被保険者又は被保険者であったことの確認を受け」を加える。

第六十五条第三項中「から」の下に「、電子資格確認等により、被保険者又は被保険者であったことの確認を受け、当該指定訪問看護を」を加える。

第百十一条第二項中「第十六条第二項の情報」を「第十六条第一項に規定する医療保険等関連情報」に改める。